

木俣幸)

てんせんびよかんじやてつどうじょうしゃきてい 伝染病患者鉄道乗車規程 鉄道営業法にもとづき伝染病患者の鉄道運送について定めた省令である。

鉄道営業法(明治33年法律第65号)第4条には「伝染病患者は主務大臣の定めるところによるのでなければ乗車できない」ことが定められており、これにもとづき伝染病患者鉄道乗車規程が明治33・8・10 通信省令第38号で公布(10・1日から施行)され、国鉄および地方鉄道に適用されることになった。

この乗車規程は全文11箇条からなり、おもな内容は伝染病患者(伝染病予防法による移送認可を得た患者にかぎる)の鉄道乗車については、あらかじめ申込みをして鉄道の承諾を受けることを要し、その申込みを受けた鉄道は列車を指定し、移送認可を受けた地のはかの下車を禁止し、付添人をつけさせ、貸切車で運送する等のほか旅客公衆の安全を保持するのに必要な事項を指示することになっている。

この乗車規程に違反して患者を乗車させ、またはその病症を隠して乗車した者は、鉄道営業法第41条により100円(罰金等臨時措置法による調整額2,000円)以下の罰金または科料に処せられ、しかも途中で下車させられたときでも、すでに支払った運賃は払戻しされない(鉄道営業法第41条)。

なお一般法である伝染病予防法(明治30年法律第36号)には、伝染病発生の場合の交通しや断または隔離、伝染病患者およびその死体の移動制限、病毒汚染物件の移動制限、汽車および電車の検疫等の伝染病の予防についての取締規定があるが、これらの規定はこの乗車規程と同様に国鉄および地方鉄道に適用があることを定めている。→鉄道営業法。

参考文献 喜安健次郎著 鉄道法規論。同著 鉄道運送法。(葦口重造)

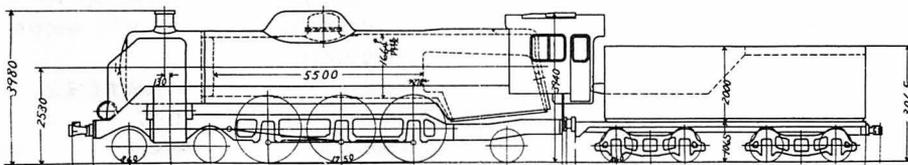
テンダきかんしゃ テンダ機関車 (英) tender engine

機関車自体のほかに燃料および水を積載する炭水車を付随する機関車。

国鉄の車両称号規程で蒸気機関車の形式称号は、その動軸数が1, 2, 3……であるにしたがい、A, B, C……を頭につけ、次位2けたの数字はテンダ機関車の場合、50~99まで定められており、3位以下はその製作番号であるから、C 621といえは動軸を3個もったテンダ機関車C 62形の1号車であることがわかる。テンダ機関車は炭水車に多量の燃料および水を積載できるので、長距離運転に適し、タンク機関車のように自身に石炭庫や水タンクを持たないから、各部の検査修繕に便利である。しかし炭水車が付随しているため後部の見とおしは悪く、先従台車の構造も前進運転に向くよう設計されるのが普通であるから、逆行運転には適さない。国鉄ではテンダ機関車を逆行運転するときは45km/h以下に制限している。したがって復行には一般に転車台によって機関車を転向している。

テンダ機関車はタンク機関車と利害相反しており、大形機関車は大体テンダ機関車であり、現在国鉄ではタンク機関車に比しテンダ機関車の方がはるかにその両数が多い。→タンク機関車。炭水車。(高桑五六)

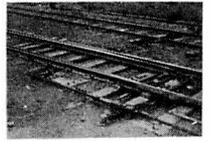
テンダ機関車の例



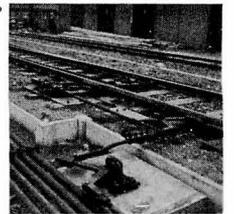
てんてつきてんかんならびにさじょうそうち 転轍器転換ならびに鎖錠装置 (英) switch and lock movement apparatus 転轍器を転換または鎖錠する装置であって、複式鎖錠装置、単式鎖錠装置および簡易鎖錠装置の3種類がある。線路の重要度および施設された場所の保安度等によってそれぞれ設備される。

1 複式鎖錠装置 (単に複式という)は、転轍器の転換と鎖錠をするために別々のてこで扱うもので、鎖錠するには転轍鎖錠器を用い、転換するには、直接鉄管装置にスイッチアジャスターを接続させた直引式のもの、エスケープクランクによるものとある。後者の場合は列車または車両通過の際生ずる外力を、エスケープクランクによって消去するから、装置全体に無理を与えない。複式は転換と鎖錠を、別々のてこで行うので保安度が高い(写真-1)。

2 単式鎖錠装置 (単に単式という)は、転轍器の転換と鎖錠を1本のてこで同時に行うもので、転換鎖錠器、あるいはエスケープエンドロックを使用する(写真-2)。転換鎖錠器は、転轍器の転換と鎖錠を同時に行うようにできていて便利であるが、構造上その動作力が他の転換装置にくらべて重いので、この欠点を除いたものがエスケープエンドロック(エスケーププランジャー)である(写真-3)。これはエスケープクランク、またはエスケープアームと転換鎖錠器とを組合わせて、転換鎖錠器と同じ働きをさせたもので、すなわち転換はエスケープクランクにより、鎖錠は転換鎖錠器により行うので、てこの転換力は転換鎖錠器にくらべて軽くなる。主として扱所から遠くて操縦力の重い箇所に設備される。



1. 複式鎖錠装置



2. 単式鎖錠装置

ゲレンク鎖錠装置も1種の単式鎖錠装置であって、両せん端軌条間にすえ付けられ、転轍器定位のときはロックロッドがせん端軌条と当金との間にはまり込んで、その位置を鎖錠し、てこを反位にすると、クランクの動作がリ3.エスケープエンドロックを経てロックロッドに伝わり、鎖錠を解く。転轍器にタイバーがないので、両せん端軌条がこじられることがなく、操縦力の軽いのが特長である(図)。また発条転轍器と併用して転轍器せん端軌条の対向鎖錠を確保するのに使用される。

3 簡易鎖錠装置 (単に簡易という)は、転轍器の転換をエスケープクランクによってなすものである。エスケープクランクのかわりにエスケープアームを使用することがある(写真-5, 6)。エスケープアームは接続する接続かんを曲げる必要がないので、転換力は軽くなる(写真-6)。

転轍減摩器は転轍器、あるいは可動轍又(てっさ)自体の転換

を軽減するものである。転轍器転換の際、せん端軌条あるいは可動軌条は、床板上を摺(しゅう)動するのであるが、この滑り運動を転り運動にして、摩擦抵抗を減じ、軽く操